

令和7・8年度 西宮市スポーツ推進委員募集要項

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、西宮市が委嘱する委員です。規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに、住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言等を行う非常勤職員です。

1 募集委員

西宮市スポーツ推進委員

2 応募資格

- ① 西宮市内に住所を有する方（住民登録している者）。
- ② 令和7年4月1日現在の年齢が満20歳以上70歳未満の方。
- ③ 毎月第2水曜日の午後開催される定例研修会に出席できる方。
（8月・12月は開催しません）
- ④ 「西宮市スポーツ推進委員規則」第2条に定める職務（以下、(a)～(g)）を担えること。
 - (a) 住民にスポーツの実技の指導を行うこと。
 - (b) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
 - (c) 行政機関が行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
 - (d) スポーツ団体その他の団体が行うスポーツに関する行事又は事業に協力すること。
 - (e) 住民のスポーツについての理解を深めること。
 - (f) 市におけるスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
 - (g) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツに関する指導及び助言を行うこと。
- ⑤ 西宮市スポーツ推進委員協議会の一員として活動できる方。
- ⑥ 原則として居住地区のスポーツクラブ21の一員として、地域スポーツの振興に取り組むことができる方。

3 募集人数

若干名

なお、スポーツ推進委員は、公募以外に地区推薦スポーツ推進委員として91名分の枠があります。

4 委員について（概要）

(1) 身分

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定による非常勤職員

(2) 任期

2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）

(3) 報酬

月額13,900円（税込）

報酬額は「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例」による。

（委嘱後、報酬の支払い事務に必要なマイナンバーの提出にご協力をお願いします。）

(4) 委嘱と解嘱

委嘱・解嘱の際は、定例研修会への出席状況や西宮市関連事業への出務状況を参酌します。

① 委嘱

社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び市内に住所を有する者で、職務を行うために必要な熱意と能力を有するものの中から、市長が委嘱する。

② 解嘱

市長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認める場合は、解嘱することができる。

5 申込方法

所定の「公募申込書」に必要事項を記入し、「小論文」を添えて、応募期限までに持参又は郵送（当日消印有効）若しくはEメールにより提出してください。

(1) 申込に必要な提出物

- ① 公募申込書
- ② 小論文

(2) 小論文テーマ

原稿用紙に「スポーツ推進委員として取り組みたいこと」をテーマに小論文（800字以内※）を作成・添付してください。

※句読点、空白（スペース）も字数に含めます。小論文の末尾に、字数を記載してください。

(3) 申込締切

令和6年12月6日（金）

※（持参）午後5時30分まで

※（郵送）申込締切日当日消印有効

※（Eメール）申込締切日当日中

6 選考等について

① 書類選考

提出された「公募申込書・小論文」に基づき実施いたします。

② 書類選考結果及び面接選考に関する通知

書類選考の結果及び面接選考の日時等をご案内いたします。

③ 面接選考

必要に応じ、令和7年2月中旬に実施予定。

④ 面接選考結果通知及び

令和7年2月下旬に通知予定。

7 留意事項

① スポーツ推進委員の活動（研修、事業運営など）は多岐にわたるとともに、主に休日や毎月第2水曜日を中心に活動があります。十分な活動時間の確保が見込める方のご応募をお願いします。

② スポーツ推進委員の活動は、団体行動が基本です。団体・集団での行動にご理解のある方のご応募をお願いします。

③ スポーツ推進委員の活動は、真夏のグラウンドやプールサイド、真冬の河川敷、雨中での活動など、厳しい天候下での活動があります。健康状態が良好な方のご応募をお願いします。

8 提出先・問い合わせ

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所本庁舎8階

西宮市役所 文化スポーツ課 担当：植田

電話：(0798) 35-3567 E-mail: vo_k_shatai@nishi.or.jp

※持参、郵送、電子メールのいずれかの方法にてご提出ください。

以上

(参考) 研修会等例 ※希望に応じ各研修への参加が可能です

実施時期	行 事 名
各月 第2水曜日 ※8・12月 を除く	西宮市スポーツ推進委員定例研修会
1・2月	西宮市スポーツ推進委員実技研修会
4月	阪神南地区スポーツ推進委員会 第1回理事会
5月	兵庫県スポーツ推進委員会 理事会 兵庫県スポーツ推進委員会 女性委員会
6月	阪神南地区スポーツ推進委員会 定期総会 ひょうご女性スポーツの会 競技別大会総合開会式
7月	兵庫県スポーツ推進委員会 初任者研修会
8月	ひょうご女性スポーツの会 第1回研修会
9月	兵庫県スポーツ推進委員会 ニューリーダー研修会 兵庫県スポーツ推進委員会 ファミリー健康体力向上県内伝達講習会 阪神南地区スポーツ推進委員会 第2回理事会 阪神・丹波地区生涯スポーツ指導者研究会
10月	兵庫県スポーツ推進委員中央研究協議会
11月	ひょうごdeスポーツ推進月間街頭啓発キャンペーン 全国スポーツ推進委員研究協議会 ひょうご女性スポーツの会 第2回研修会 阪神南地区スポーツ推進委員会 第3回理事会
12月	兵庫県スポーツ推進委員会 女性委員研修
2月	近畿スポーツ推進委員研究協議会 阪神南地区スポーツ推進委員会 実技研修会
3月	阪神南地区スポーツ推進委員会 第4回理事会

(参考) 実施・協力事業例 ※以下のうち、一部事業の運営にご協力いただきます

実施日	行 事 名	会 場
5月～6月	市民体育大会 家庭バレーボール大会	中央体育館
5月	ミニバスケットボール低学年のつどい	中央体育館
	少年少女バレーボール高学年のつどい	中央体育館分館 他
6月	グラウンド・ゴルフのつどい	能登運動場
	バドミントン交流会	中央体育館
	小学生バドミントンのつどい	中央体育館
	ヴィッセル神戸サッカークリニック①・②	西宮浜多目的人工芝グラウンド
	クォーターテニスのつどい	甲武体育館
	小学生卓球のつどい	甲武体育館
7月	小学生バレーボール教室	JTマーヴェラス体育館
	西宮甲子園ライオンズクラブ杯 小学生野球大会	甲子園浜野球場 他
8月	西宮甲子園ライオンズクラブ杯 小学生バレーボール大会	中央体育館
9月	男女別卓球（ダブルス）のつどい	中央体育館
10月	健康体力測定会	中央体育館
	家庭バレーボールのつどい	中央体育館
	ソフトボール大会	浜甲子園多目的グラウンド
	にしのみや武庫川ハーフマラソン	武庫川河川敷
11月	グラウンド・ゴルフ大会	能登運動場
	バドミントン大会	中央体育館
11月	少年サッカー決勝トーナメント大会	西宮浜多目的人工芝グラウンド 他
11月～12月	少年野球決勝トーナメント大会	甲子園浜野球場 他
11月～12月	クォーターテニス大会	中央体育館
12月	西宮小学生サッカー大会 (アクアクララ六甲カップ)	西宮浜多目的人工芝グラウンド
12月	少年少女バレーボール低学年のつどい	中央体育館分館 他
1月	ミニバスケットボール6年生のつどい	中央体育館
2月	小学生お別れバレーボール大会	中央体育館
	ミックスダブルス卓球大会	中央体育館
	6年生お別れミニサッカー大会	浜甲子園多目的グラウンド
	小学生お別れ野球のつどい	甲子園浜野球場 他
	小学生バドミントン大会	中央体育館
3月	西宮交流フェスティバル	中央体育館 他
	家庭バレーボール大会	中央体育館

(参考) 西宮市スポーツ推進委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、西宮市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他委員に関する必要な事項を定める。

(職務)

第2条 委員は、住民のスポーツの推進に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 住民にスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 行政機関が行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体が行うスポーツに関する行事又は事業に協力すること。
- (5) 住民のスポーツについての理解を深めること。
- (6) 市におけるスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツに関する指導及び助言を行うこと。

(定数)

第3条 委員の定数は、120名以内とする。

(委嘱)

第4条 委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び市内に住所を有する者で、第2条各号に掲げる職務を行うために必要な熱意と能力を有するものの中から、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、新たに委員に委嘱された者の任期は、2年より短い期間とすることができる。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、これを再任することができる。

(解嘱)

第6条 市長は、委員が心身の故障のため第2条各号に掲げる職務を行うことができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認める場合は、これを解嘱することができる。

(服務)

第7条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たって、法令に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に西宮市スポーツ推進委員規則（昭和36年度西宮市教育委員会規則第15号）の規定に基づき教育委員会が行った西宮市スポーツ推進委員の委嘱及び再任その他の行為は、この規則の相当規定により市長が委員についてしたものとみなす。